

相続財産清算人選任申立ての手引き

はじめに

この手引きは、相続財産清算人選任の申立てを検討している方に、相続財産清算人(以下では単に「清算人」と呼びます。)が、どのような場合に選ばれて、何をするのかなどについて、そのあらましを説明したものです。まず、この手引きをよく読んで、清算人が必要なのかを確認されるようにお願いします。

第1 相続財産管理・清算制度とは

相続人のあることが明らかでないときに、相続財産を法人とみなし（民法951条）、清算人を選任した後、相続人を捜索しつつ相続財産を管理・清算し、もし相続人が現れない場合には、これを特別縁故者に分与するなどして、最終的には国庫に引き継ぐための制度です。

清算人は、家庭裁判所により選任され、家庭裁判所の一般的監督の下に、相続財産法人の代表者として、一方では相続人を捜索するとともに、他方では相続財産を管理してこの散逸を防止し、これを清算した後、残余財産があれば、最終的に国庫に引き継ぐことを職務とする機関です。

(なお、大阪家庭裁判所本庁では、相続財産清算人は、原則、申立人の推薦を受けず、事件につき利害関係のない大阪弁護士会所属の弁護士を選任しています。)

清算人が、上記の職務を行う機関であることから、相続財産清算人選任の申立てをされる場合には、以下の点にご注意ください。

1 被相続人に対し債権を持っている場合

(1) 担保権（抵当権等）を有している場合

遺産不動産に抵当権等を有する担保権利者が、債権回収を目的として申立てる場合は、清算人選任と同時に競売の申立てができるように、申立書提出までに、競売実行のための準備をしておいてください。また、担保権を実行することなく任意売却を希望される場合は、申立て前に買い主を確保しておいてくださると手続きが円滑に進みます。任意売却において、清算人

が買い主を捜すこともあります。売却困難な不動産もあり、必ずしも売却が保障されるものではありません。

※ 一定の期間を経過しても、競売開始がなされない場合や、落札がない場合若しくは任意売却ができない場合には、選任審判が取り消される場合があります。

(2) 一般債権（担保権のない債権）を有している場合

遺産を換価し、そこから債権の回収をはかることになりますが、遺産（特に不動産）の換価について、清算人が必ずしも買い主を見つけることができるとは限りませんので、その遺産の買い主の目途をよく検討した上で申立てをしてください。

※ 一定の期間を経過しても、遺産（特に不動産）の売却ができない場合には、選任審判が取り消される場合があります。

※ ただ、一般債権の場合、申立人が買い主を紹介し換価がなされたとしても、その売却代金から申立人が優先的に配当を受けるわけではありません。相続財産を超える相続債務がある場合には、他の一般債権を含め、債権額に応じて返済額が按分されることになります。

2 権利行使を目的とした申立ての場合

被相続人に土地を貸していたところ、被相続人が相続人なく死亡した場合にその明け渡しを求めるための申立てが典型例です。

清算人を相手に、賃料不払を原因として明け渡しを求めることになりますが、このような事例の場合、相続財産は債務が超過している場合が多いため、遺産を全て換価したとしても、その明け渡し費用を回収することは事実上困難な場合がありますので、ご注意ください。

3 特別縁故者に対する財産分与を目的とした申立ての場合

(1) 特別縁故者とは、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護につとめた者その他特別の縁故があった者（民法958条の2）をいいます。内縁の配偶者、事実上の養子・養親などがこれにあたる場合がありますが、通常の交際の範囲を超えない縁故は、特別縁故者とは言えません。

(2) また、被相続人の祭祀法事を行った（死後縁故）だけでは特別縁故者と

は言えません。

- (3) なお、葬式費用は、当然には立替金債権とはなりません。（葬式は、喪主が主宰する儀式であるため。）
- (4) 特別の縁故を主張される方は、特別の縁故があったことを証する文書等の資料を提出してください。



4 費用対効果を十分にご検討ください。

申立費用及び予納金の項に記載のとおり、相続財産清算人選任申立て後、相続財産清算人選任の際に、管理費用及び清算人報酬として、**おおむね100万円程度**を申立人に予納していただきます。

予納金の額は、**申立て後、選任直前に決定**しますので、申立て検討段階や申立て時にお問い合わせいただいてもお答えできません。

この予納金は、被相続人の相続財産中に、相続財産清算人の報酬等の原資となり得る財産があり相続財産財団が形成された場合（具体的には、預貯金の形で清算人に管理されることになった場合）には、後に返還されることとなりますが、相続財産財団が形成されない場合は、**全額または一部が返還されない場合があります**ので、申立人は、自己の権利実現の効果と費用とを対比して、申立てをするか否かを慎重に検討してください。

第2 実際の申立てにあたり知っておいていただきたいこと

1 申立てができるのは誰か。

利害関係人（受遺者（但し、全部包括受遺者は除きます。））、相続債権者、相続債務者、特別縁故者、事務管理者、国地方公共団体、後見人など）又は検察官（民法952条1項）



2 どの裁判所に申し立てるか。

申立てをすべき裁判所は、**被相続人の最後の住所地（相続開始地）の家庭裁判所**（家事事件手続法203条1号）

3 提出する書類と申立費用



※ 裁判所に提出する書類には個人番号（マイナンバー）の記載のない書類を提出してください。

(1) 申立書

記載例にならって申立書を作成してください。

(2) 申立書と一緒に出す資料（添付資料）等

ア(ア) 申立人が法人の場合は、資格証明書、登記簿謄本等

イ(イ) 申立人が法人でない社団等の場合は、定款、寄附行為その他の当事者能力を判断するために必要な資料

イ 被相続人に相続人がないことを明らかにする戸籍謄本等

※ 戸籍謄本等の調査方法に関しては、別紙「戸籍謄本等の調査方法」を参考にしてください。

※ 被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍謄本等、被相続人の父母の出生から現在（もしくは死亡）までのすべての戸籍謄本等は必ず必要になります。

※ 相続放棄事案については、相続放棄者の相続放棄をした当時の戸籍謄本も必要です。

ウ 被相続人の住民票（除票）又は戸籍附票（除票）

エ 申立人の利害関係を証する資料

(ア) 申立人が相続債権者である場合には、借用書などの債権の存在を証する書類

(イ) 特定遺贈の受遺者の場合には、遺言書の写し

(ウ) 特別縁故者に対する相続財産分与の請求を予定している場合には、特別縁故の事実を疎明する書類等

(エ) その他疎明資料の写し

オ 被相続人の借金等の債務も含めた財産目録とそれを裏付ける資料

（不動産登記全部事項証明書、固定資産評価証明書、通帳の写し、残高証明書など）

※ 通帳の写しを提出される場合は、通帳の表紙と中表紙・記載のあるページ全ての写しを提出して下さい。

カ（相続人が相続放棄をしている場合）

相続放棄申述受理証明書又は相続放棄等有無の照会の回答書（発行から3ヶ月以内のもの）

※ 当庁で手続きしたものは、受理通知書の写し等も可。

キ 相続関係図

※ 事案により、上記以外にも書類の提出をお願いすることがあります。

※ 裁判所に提出いただいた書類は、お返しすることはできませんので、あらかじめ控えを作成しておかれることをお勧めします。

※ (1)及び上記アからキまでの添付書類すべての副本（写し）一式を、後に選任される相続財産清算人に直接送付していただきます。そのため、あらかじめ副本（写し）一式を作成して用意しておいてください。

※ 被相続人の生前の生活や交友関係を知るための参考となりそうなものや、被相続人の財産を調査するうえで参考となりそうなものがあれば、できるだけ添付してください。

(5) 申立費用

ア 収入印紙 800円

イ 郵便切手 計1290円

（内訳 350円切手×1枚、84円切手×10枚、10円切手×10枚）

※ 上記郵便切手の額は、大阪家庭裁判所本庁に申立ていただく場合になります。他庁に申立てされる場合は、申立てをする裁判所にお問合せください。

ウ 官報公告費用 5075円

※ 官報公告費用は、申立て後に納付していただきますので、申立て時には必要ありません。

(6) 予納金

相続財産管理費用や相続財産清算人報酬等の費用の見込額として、おむね100万円程度

※ 金額は、裁判所において事案に応じて決定されます。

申立て後に納付していただきますので、申立て時には必要ありません。

※ なお、戸籍謄本の収集や競売、明け渡し等の法律知識が必要な場合もありますので、弁護士、司法書士などの資格のある専門家に相談することも一方法かと思われます。

〒540-0008

大阪府中央区大手前4丁目1番13号

大阪家庭裁判所 家事4部財産管理係

(直通) TEL 06-6943-9074

※ 当係にお問い合わせをされる場合は、相続財産清算人選任の申立ての件である旨お伝えください。



戸籍謄本等の調査方法

1 被相続人に子（養子を含む）がない、推定相続人が先に死亡したなどの理由により、もともと被相続人に相続人がない場合

被相続人に相続人のないことが分かるだけの戸籍謄本（全部事項証明書、除籍謄本、改製原戸籍謄本 以下同じ）が全て必要となります。

- (1) 被相続人について死亡時の戸籍から、出生時に最初に入った戸籍までさかのぼる全部の戸籍謄本が必要となります。
- (2) 次に、被相続人の父母（被相続人の直系尊属）について死亡時の戸籍から、出生時に最初に入った戸籍までさかのぼる全部の戸籍謄本が必要です。

また、生年から被相続人の祖父母が生存している可能性がある場合は、祖父母についても死亡が明らかとなる戸籍謄本が必要となります。

- (3) 最後に、(1)(2)の戸籍により、被相続人に兄弟姉妹のあることが明らかになった場合は、被相続人の兄弟姉妹について死亡時の戸籍から、出生時に最初に入った戸籍までさかのぼる全部の戸籍謄本が必要です。

なお、兄弟姉妹が、被相続人より先に死亡している場合で、先に死亡した兄弟姉妹に子のあるときは、その子が代襲相続人になりますので、その代襲相続人が死亡していることが明らかとなる戸籍謄本が必要となります。

2 相続放棄により相続人が不存在となった場合

相続放棄により相続人が不存在となった場合は、被相続人と相続放棄をした者との相続関係を明らかにするすべての戸籍謄本と、同人の相続放棄申述受理証明書（ただし、当庁で受理されたものについては、受理通知書の写しでも可。）が必要です。

※ 裁判所に提出する戸籍は、すべて謄本（全部事項証明書）をお願いします。抄本（一部事項証明書）ではありません。また、現在の戸籍は、取得から3か月以内のものを提出してください。また、保存期間経過による廃棄や、戦災による焼失などの理由によって除籍等が取得できない場合には、その旨を記載した市区町村長発行の書面を提出してください。

※ 裁判所に提出いただいた戸籍謄本等の資料は、裁判所の事件記録として保管しますので、原則として提出者にお返しすることはできません。